

南砺市農業委員会第14回総会会議録

- 1.招集日時 令和 6年 8月 7日
- 2.開会時刻 令和 6年 9月 3日 午後1時54分
- 3.閉会時刻 令和 6年 9月 3日 午後3時03分
- 4.場 所 南砺市役所 302 会議室
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 18名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	欠	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	欠	20	岡村 俊一	出

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 59号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 60号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第 61号 農地法第5条第1項の規定による許可に対する事業計画変更承認申請について

議案第 62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第 63号 農地の非農地証明願いについて

議案第 64号 農用地利用集積計画(案)の決定について

第3 協議第14号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について

第4 報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由里、主任 内山 葵

9.会議の概要

事務局長

皆様お疲れ様でございます。予定時刻よりだいぶ早いわけですが、出席予定の方がすべてお揃いですので、ただ今より第14回南砺市農業委員会令和6年9月の総会を開始したいと思います。皆様方には、稲刈り等農繁期の中お集まりいただきましてありがとうございます。また、地域計画にもご尽力いただきまして誠にありがとうございます。

さて昨日のNHKのニュースや新聞報道でありました通り、全農富山県本部が8月19日に、令和6年産米の概算金を発表いたしました。

富山県産コシヒカリの1等1俵あたりでは5年産米から3,000円引き上げ、1万6,000円に設定されたところでございます。上げ幅・価格とも過去20年で最大ということでございます。

ここ数年、農作物の価格転嫁が生産コスト上昇に追いつかない中、国・県・市では、物価高騰に対しまして、支援をしてきたところであります。

農林水産省においては、食料・農業・農村基本法の改正で、食糧の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された価格形成を目指しておるところでございます。

今回の概算金は、肥料・燃油価格や人件費などの生産コストの上昇が反映され、合理的な費用が考慮された価格になったのではないかなというふうに考えておるところでございます。

それでは総会の成立についてご報告いたします。本日は委員総数20名中18名が出席されております。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定される定数に達しておりますので、総会が成立したことをここにお知らせいたします。会議開始にあたりまして岡村会長からご挨拶をお願いいたします。

会長

大変おつかれさまでございます。9月に入りまして8月までの暑さから少しずつ開放されてきたのかなと思っているところです。

米の価格につきまして、ちょっと申し上げようと思っておりましたが、事務局長さんから丁寧にお話いただいたんで、割愛させていただきまして、月に1回の会議でございますので、1ヶ月間振り返ってみますと、お盆の直前、8月14日に、中央政界の方で、突然、総理がもう辞めたというようなことで、激震が走りました。大きな事件だったかなと思っています。

私共としましては、食料・農業・農村基本法の具体化について、人が変わるとどのような影響があるのかなという部分だけについてはしっかり注視をして、見守っていききたいなというふうに思っています。本日、附議議案につきましては6件、協議事項1件、報告事項1件でございます。皆様方の慎重なご審議

をよろしく願いいたします。

会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は、9 番委員、11 番委員の 2 名の方よろしく願いいたします。

議長

それでは議事に入ります。

議案第 59 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 59 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 4 件の申請がありました。田 5 筆 5,221.81 m² 畑 4 筆 367 m² 計 5,588.81 m²です。

受付番号 1 番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんです。申請地につきましては、2 筆の 田 170.81 m²でございます。

理由につきましては、購入予定の宅地の隣で畑として利用するものということでございます。地図を見ていただきますと、色がついているところが、畑として利用したいということでございまして、その奥の大きな四角い部分が、宅地部分となっております。白い部分がそこへの進入路といえますか、道路になってるんですけども、現在この宅地部分は、建物がなくて、更地状態ということだそうでございます。

その宅地を購入されまして、そこへ今ご自身で住宅を建てられるということだそうです。その前にある農地を今回取得して、畑として利用したいという申請でございます。

今はもう家の方は建てる段取りをしておられまして、10 月には地鎮祭とかいろいろこの後進む予定で、申請地では、芋とかを作りたいというような申請内容になっております。

受付番号 2 番です。

譲受人は、〇〇〇〇さんで、譲り渡し人は〇〇〇〇さんです。

申請地は 2 筆の田 4,718 m²ということで、理由につきましては耕作者に譲り渡すものということでございます。

後で報告案件の解約の方にも出てきますけど、現在この場所は、今回の譲受人であります〇〇さんが利用権設定をして耕作している場所でございます。

そこを今回所有権を取得したいということで、今までは借りていたものを今度は所有するという形になるということでございます。

続きまして 3 番目の案件です。

譲受人の方は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんです。

3 番と 4 番は譲渡人が同じ案件でございます。

申請地は田 2 筆 333 m²と、畑 1 筆 120 m²で計 3 筆 453 m²となっております。

理由につきましては経営規模の拡大ということでございまして、こちらの場所は今まで譲渡人の親戚の方が耕作しておられたということで、その方自身がもう 80 歳を過ぎて耕作はできないということで、近くにお住まいの譲受人さんが今回購入されて、今後は耕作されていくということでございます。

続きまして 4 番目の案件です。

譲渡人は先ほどの〇〇さんと同じで、譲受人は〇〇〇〇さんでございます。

申請地は3筆の畑 247 m²でございます、理由につきましては耕作者に譲り渡すものということでございます。

こちらの農地は、譲受人であります〇〇〇〇さんの方でずっと20年近くも耕作しておられたそうで、正式な利用権は結んでいなかったんですけども、20年間ほどもうずっと実質そちらの場所を耕作しておられたということで、今回は正式に名義変更もしたいという案件でございます。

農地のすぐそばにおられますので、今後も管理耕作していくということで取得されるものでございます。

いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第60号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第60号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回1件の申請があり、田 1筆 77 m² です。

共同住宅敷地 _____ 1件 田 2筆 _____ 77 m²

受付番号1番です。

申請人は、〇〇〇〇さんでございます、申請地は、田2筆77 m²となっております。転用の目的につきましては、共同住宅敷地ということでございます。

現在こちらの方は地図を見ていただきますとわかりますように、倉庫が建っております、実質無断転用状態ということになっております。ただ、その建っている倉庫を今回は壊しまして、申請地の車庫って書いてあるところから下の駐車場と、その下の〇〇製作所と書いてあるところまでを利用しまして、共同住宅を建てたいということでございます。

農地の部分がこの2筆だけだったので、農地だけの面積で見ると、77 m²となっておりますが、宅地を合わせて全部で531.32 m²で共同住宅を建てたいという計画となっております。1棟分の計画でありまして、2階建てのものを、6戸分の計画となっております。この〇〇さんという方は、近くにも同じように、共同住宅をすでに4棟所有しておられるそうで、その4棟は100%売れていて

入居されておられるそうで、さらなる需要があるということでこの場所を共同住宅にしたいということです。近隣に申請人所有の共同住宅が集結してるので、今後の管理もしやすいということでこの場所を選ばれたそうです。

議長

農地区分につきましては、300m以内に〇〇駅がございますので、3種農地ということになりまして、許可基準につきましては、原則許可ということになります。

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

議長

(異議なし)

それでは、議案第60号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、賛成の方は挙手を願います。

議長

(全員挙手)

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第61号 農地法第5条第1項の規定による許可に対する事業計画変更承認申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局

＝議案第61号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回1件の申請がありまして、記憶にお有りかもしれませんが、5月の総会で1度審議いただいた〇〇〇〇さんの一時転用の案件でございます。

当時、変更前という部分、10筆で8,383㎡のうち6,320㎡を鉄塔建替に伴う資材置き場、休憩所等敷地として一時転用したいということで、皆様にご審議いただいて、そのあと県にお諮りして、5月31日に許可を受けている案件でございます。

事前に県の方ともいろいろ協議して申請を進めておられたんですけども、ちょっと認識のずれがあったのか、申請者の方で、撤去の部分は転用の申請はいらぬというふうに言われているような認識で建て替え部分のみの申請をしていました。ところが、審議する中で、その部分も作業ヤードとして使うのであれば、転用の申請が要りますよというふうに改めて言われまして、今回その部分の追加の転用申請をすることになりました。この後5条の申請も出てくるんですけども、過去に許可が出ているものについて、新たな許可を求めるときは、前の計画の変更承認申請をして承認を受けないと次の許可が出ないものですから、5条の申請と併せまして今回の事業計画変更申請が必要ということになっております。

譲渡人として記載してある下の5人の方の農地が、今回追加になった部分で、鉄塔の撤去作業に必要な作業ヤード敷地ということで、変更になる部分でございます。

当時7年10月31日までというふうに許可を受けておられたので、同じ工事でもたまたま申請の中身が抜けたというだけなので、終了も同じ7年10月31日までというふうな申請になっております。

地図の方を見ていただきますと、単独で一時転用と書いてあるところは前回の申請部分、それから今回5条位置図と変更位置図というふうにセットで書い

である部分が今回の追加部分ということになります。

議長

白く抜いてあるところが、今既設の鉄塔が建っている部分で、この部分の既設の鉄塔を撤去するために、その周りで作業をするための場所という感じで思っていたいただければいいかと思えます。

〇〇委員

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

事務局

これはまた常設審議会に出しますか。

〇〇委員

追加分の面積が2,983㎡というふうになっておりまして、一応3,000㎡を超えていないということで、常設審議会にはかからないです。

事務局

追加分だけで見るわけですね。

〇〇委員

そうです。新たな転用面積だけで見るので、3,000㎡を超えていないので、今回は常設にはかけないということだそうです。

議長

そうなるんですね。わかりました。

ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

議長

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第61号 農地法第5条第1項の規定による許可に対する事業計画変更承認申請について賛成の方は挙手をお願いします。

議長

(全員挙手)

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局

＝議案第62号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回4件の申請があり、田 9筆 4,677㎡ 畑 1筆 76㎡ 計 4,753㎡です。

鉄塔撤去工事に伴う				7,571㎡のうち
作業ヤード敷地	1件	田	8筆	2,983㎡
農機具格納庫及び資材・				
肥料保管庫	1件	田	1筆	993㎡
宅地分譲敷地	1件	田	1筆	701㎡
駐車場敷地	1件	畑	1筆	76㎡

計

4 件

11 筆

4,753 m²

受付番号 1 番です。

1 番目の案件は、先ほどの事業計画変更の案件のうちの今回追加になる部分となっております。

譲り渡し人は、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、それから〇〇〇〇さんで合わせて 5 人の方になりまして、申請地は合わせて田 8 筆で 7,571 m²のうち 2,983 m²で、鉄塔の撤去工事に伴う作業ヤード敷地として追加申請されたものでございます。

先ほども言いましたけど工期は今からの申請になっているので、始まりは 10 月 1 日から、終わりは 7 年 10 月 31 日ということになっております。

農地区分につきましては、農用地、許可基準は一時転用と判断しております。受付番号 2 番です。

譲受人は、農事組合法人〇〇〇〇で、譲渡人は、〇〇〇〇さんでございます。

申請地は田 1 筆 993 m²で、転用目的は、農機具格納庫及び資材・肥料保管庫ということでございます。

これは 7 月 2 日の総会のときに軽微変更ということで、ご報告させていただいたもので、7 月 20 日に公告済みのものでございます。それを受けまして、今回、転用申請されたということでございます。

農事組合法人〇〇〇〇は、今まで農機具の保管は、近隣の転作組合の施設の一部や組合員さんの農作業場等を借りておられまして、もうすでに法人が立ち上がって 5 年も経過しているということで、だんだん組合員の方から返還を求められる声が出始めたということで、そろそろ法人で農機具格納庫を準備せざるを得ない状況となっていたそうです。

また農機具も次第に大型化しておりまして、いろんなところに分散管理していると限界もありますし、効率の面でも 1 ヶ所で保管して利用の方が生産コストも低減できるし、今後の経営の継続性を考えたら、組合として 1 つ建築した方がいいということで今回の申請となったそうでございます。

農地区分につきましては、農用地で、許可基準は農業用施設と判断しております。

受付番号 3 番です。

譲受人は、〇〇〇〇株式会社さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。

申請地は、田 1 筆 701 m²で、転用目的につきましては、宅地分譲敷地ということでございます。

こちらの案件ですけれども、1 種住居というふうに用途地域の区分に書いておりますけれども、用途地域の場合は前も案件があったと思うんですけども、造成だけをしてほかの人に売却することができます。今回の申請もあくまで宅地分譲ですから、造成だけして、区画割りをして、それを売り出すという計画でございます。

計画は 2 区分しておられるんですけども、すでにもう 1 区画、そういうご相談があるということで、やっぱり需要、必要性というものがあるということで今回の申請となっております。

農地区分は、用途地域ですので 3 種農地、許可基準は原則許可となります。

受付番号 4 番です。

譲受人さんは、〇〇〇〇さんで、譲渡人は、〇〇〇〇さんでございます。

申請地は、畑 1 筆 76 m²ということございまして、こちらは 4 月受付の除外として 1 度ご審議いただいている案件でございます。

〇〇さんをご存じの通り、たくさんの方の面積を耕作しておられます認定農業者

さんでもありますので、今回申請地の向かいにご自宅があるんですけども、そこに今、停まっている車の駐車場として、今回道路を挟んだ向かいの申請地を転用したいという申請になっております。

議長

現在は、ご自宅の中に車を停めていらっしゃるんですけども、大型の農機を入れておく格納庫が敷地内にあるそうで、そこから機械を出すときには、敷地内にある車を移動させないと出せない状況にあるそうです。その都度移動させないといけないということで、手間もかかりますし、その時に車を敷地外において危ないということもありまして、常に安全にすぐ出し入れできるように、専用の駐車場を設けたいということで今回の申請となっております。

農地区分につきましては、1種農地で、許可基準は、既存地拡張と判断しております。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

それでは、議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

続きまして、次の議題へ進みます。

事務局

議案第63号 農地の非農地証明願いについて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第63号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は、1件の申請がありました。

○○地域で 田 1筆 23㎡ 畑 7筆 1,749㎡ 計 8筆 1,772㎡ 申出がありました。1件にまとまっておりますが、所有者の方が3名いらっしゃいます。

○○○○さんで3筆、○○○○さんで4筆、○○○○さんで1筆合計8筆、1,772㎡でございます。

地図をご覧くださいますと、○○ということで、○○に行く道の右手の方に入っていったところの山の中ということでございました。

この案件は、県の事業と絡んでおりまして、最近花粉症対策に無花粉スギを植樹して増やすという事業があるそうです。協定とかいろいろな手続きがあるわけなんですけども、それよりも何か先行したような形で、現場の方はもうすでに早いところは昨年伐採が終わっていたそうです。

もともとはこの写真にありますように、ちょっと円の外側の方に木が生えているような絵になってると思いますけど、こういう状態を想定してたはずなんですけども、現況として先にもう切られている。中にはもうすでに植林が一部終わってるところもありまして、ちょっと現場とすれば一歩早かったのか遅かったのかわかりませんが、そういったところを確認してきたところでございます。

こう見ても草むらの中ですね、例えば写真を見ると、ちょっと方向が悪くて日陰で暗いんですけども、背面側はもう杉の苗がもう何本も植わってるというようなところも見

受けられました。現況は植林・造林が進んでるということで、山林の方で表記はしております。

議長

本来でしたらここへ、8月9日の日に、〇〇委員さんと確認をさせていただいたところでございますのでご意見をいただくところですが、今日はお休みということで、委員さんのご意見はございませんけれども以上でございますので、よろしく申し上げます。

〇〇委員

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

事務局

無花粉の杉を土地の所有者が誰か、地目が何かということを知らずに植えたということですか。

議長

あまり詳しいことはあれですけれども、言ってみればちょっと先行したといいますが、事後といいますか、聞いてるのでは春ごろに、協定とか結んで進めていくという流れだったらしいんですけれども、どこかその辺で、農地があるんじゃないかみたいな話になったように伺っております。

〇〇委員

事務局

ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

これはもっと荒れていたということか。

〇〇委員

事務局

荒れてるといいますか、例えば、2番の写真を見ていただきますと、奥の方はすごい木が生えていますね。こういうのがもう一面に木が生えていたと思われれます。株も大きいものもありますし、植えて50年ぐらいたったもので、それを伐採されて、有効利用されてるかと思うんですけれども。戦後間もないときの植林の当初目的は1度達成されてるのかなというふうに見てきました。

議長

ここの管理はどうなっているのかな。

〇〇委員

当然植えて無花粉の杉を育てられるはずですので、多分森林組合さんも絡めて、事業の中で進められると思っております。

ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

前回もあってその前もあったような気がするんですけども、要は、多分、今回の場合、やってみたら田んぼやった話だと思う。よく〇〇地区にいくと、昔、蚕の畑だった。想定で、農地だったところで、現況確認して非農地の認定をしなくてはいけないような田んぼっていったいどれくらいあるのか。おおよそでいい。そんな大げさな話でなく、要は、現在、南砺市にある農用地のうち、何%ぐらいがこれに該当するようなものがあるんですよと言われてたら、頭の中でまた出てきたかという感覚でこの会合で審議できる。写真もつけてあれば、またあったかという話なんだけど、言いたくないなら別ですけど、感覚的に委員さんとみんな共通理解しとけばいいのかなと思って何%ぐらいあるよ、全体で農業農用地面積がこれだけあって、そのうちもう何%がどうか、そんな、数パーセントになるような場にこだわってるわけじゃないんだけど。

多分、厳しいとまでは言わないけど、ある程度いろんなところで各委員にタブレットを渡して現地をちゃんとしっかりと把握しなさいという話になってくると、あれと思うところがいっぱい出てくると思うんですよ。

そのつもりで皆さん携わってもらえばいいかもと思ってただ言っただけな

んだけど。だいたい共通理解事項としてあればいいのじゃないかと。

〇〇委員

私、前回のときに、市街地の中に農地がありましたということで、自分自身、そこを仕事で行ったり来たりしてたんだけど、そのときはもう既に田んぼじゃなかった。多分今の農業委員の方たち、もし仮に自分のところでこういうのがあったとしても、そんなのあったんかという話ですけど、だいたいどれくらいあるものなのか今すぐ数字として言えないのであれば次回でも結構です。

〇〇委員

難しいね、わからないと思うよ。

〇〇委員

〇〇地域では、現在木が植わっているところはほとんど農地だったわけです。畑だったものが山林になってしまっているんです。山間地域はほとんどそんな感じです。

〇〇委員

〇〇委員

何%ってもんじゃないね。

山間地域は80%か90%くらいかもしれない。

〇〇委員

持ち主が言えばあがってくるだけで、言わなければ分からないし、持ち主がその場所を分かっている方がいいが、そもそも分かっていないことが多い。代が替わればもう全く分からないみたいな感じになる。

事務局

地籍調査とかあって現地確認するけど、自分たちがかろうじて分かるくらいで、私たちの下の代にいったら全く分かりません。自分の家でさえ、難しい。

〇〇委員

今回もこんなようなことを申してますけども、森林組合さんがいらっしゃって、ここですぬみたいなことを言ってもらったので、こんな体が取れたので、本当に、先ほどからあるようにうちの田んぼを見て欲しいと言われても、多分わからない方も結構おいでになられます。

事務局

ここは森林組合からきて植林するんだよね。

議長

当然そうです。その事業をする中で農地があることがわかった感じです。ここ1年ちょっと下火ですけど、もうちょっと前は年間何百件という件数がきてましたですけどね。

議長

ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第63号 農地の非農地証明願いについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

事務局 議案第 64 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 64 号について議案書をもとに朗読・説明＝

議長 利用権設定等に関する案件で、今回は 8 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、1 件・3 筆の申請がありました。面積は、すべて田で 3,954 m² です。

今回は相対のみで、中間管理事業はしばらく契約の方はありません。

農事組合法人〇〇〇〇さんの利用権設定がありまして、こちらは毎回使用貸借で契約しておられるので、賃借料は 0 円となっています。

流動化率は前回より微増の 62.85%です。

議長 はい、ありがとうございます。ただいまの件についてご質問のある方よろしくお願ひします。

（異議なし）

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 64 号 農用地利用集積計画（案）の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

続きまして協議事項へ進みます。

事務局 協議第 13 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第 13 号について議案書をもとに朗読・説明＝

除外の受付番号 1 番です。

願出者の方は〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇さんでございます。

ちょっと地図が細かいですが、〇〇さんのお隣に細長くあるのが譲受人さんの住宅であります。狭い土地のところに、住宅をお持ちであります。

今回その隣の 242 m²の田 1 筆を、一般住宅敷地ということで購入されるという予定の案件でございます。

譲受人のお宅は、7 人家族ということで、敷地の大きさの割にはご家族が多いということで、お孫さんに当たられる方ももう大学生とか中学生になっておられて、非常に家が狭いということです。

さらに一番上のお孫さんはもう来年大学を卒業されて就職されるということで、実家から通われるという予定でさらに車も増えるというようなことありまして、隣の田んぼを購入して、この世帯主さんのご夫婦、要はおじいちゃんおばあちゃんが横に新居を構えられるというふうに伺っております。

実家といいますか、もともとある家の方はお 2 人分ちょっと余裕が出るわけなんですけども、お伺いしますと親戚づきあいが結構盛なおうちだそうで、

議長

結構いろんな方が、家族でお泊まりに来るようなおつき合いをなさっておられるそうなんです。家の状況からするともう入っていただいてお茶も飲ませてあげれないみたいなこともあるそうで、こられるたびにホテルを予約してるとか。そういったこともありまして、今回2世帯のような状況になると思いますけれども、そういうことを望んでおられるということで、今回の除外案件となっております。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議長

協議第13号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

続きまして報告事項へ進みます。

事務局

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第19号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回6件の届出がありました。面積は、すべて田で 5,879㎡です。今回は全部農地法の申請の関係絡みばかりでございます。

1番と2番につきましては、現在耕作しておられるところを新たな方への3条申請をされるために合意解約されたものでございます。

3番と4番につきましては、農業法人が農業施設を建てられたいということで、現在、耕作しておられる土地を5条申請するために合意解約されたものです。

議長

5番と6番につきましては、現在耕作していた農地だったのですが、3条申請して農地を取得するために合意解約されたものでございます。

会長

この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

それでは、その他の案件に先立ちまして、まずは私の方からお願いです。

議長

農業新聞購読についてのお願いです。県下で当市の購読率はあまりよろしくない状況です。先日、全国農業会議所や富山県農業会議からも来庁されて購読依頼もありました。そんなこともありまして、購読していない委員さんには申込書がそっと置いてありますので、強制ではありませんがご協力をいただければと思います。

議長	それでは、その他の案件について事務局からお願いいたします。
〇〇委員	・ 農業者年金「YouTube 動画配信中」ちらしの配布
事務局	ほかに何かご意見はございませんか。 選挙時の農業委員としての振る舞いについて、どうしたらよいか。
〇〇委員	農業委員会法第4条第2項、非常勤の特別職地方公務員と言う身分というふうになっておりますので、地位を利用した選挙活動については、禁止になります。
議長	なるほど。世話する人が分かっていないこともあるので困ることがあるが、わかりました。おとなしくしております。
議長	ほかに何かご意見はございませんか。 (特になし) 以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。 次回の総会は令和6年10月2日(水)午後2時から、場所は南砺市役所302会議室となります。 以上で、南砺市農業委員会第14回総会を閉会いたします。 (閉会時刻 午後3時03分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長